

「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 4 年 3 月 28 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>(禁止行為)</p> <p>第 6 条 正会員は、<u>電子申込型以外の自己募集その他の取引等に係る投資勧誘を行う際に、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) ～ (7) （ 現 行 ど お り ）</p> <p><u>(暗号資産商品に係る訪問又は電話勧誘の禁止)</u></p> <p>第 6 条の 2 <u>正会員は、暗号資産（資金決済に関する法律第 2 条第 5 項に定める暗号資産をいう。）を運用対象に含む金商法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利に係る契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、当該契約の締結の勧誘をする行為を行ってはならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に規定する電子申込型電子募集取扱業務等として行う行為には、適用しない。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第 11 条 第 2 条第 2 項（投資勧誘の基準）<u>及び第 6 条の 2 第 1 項（暗号資産商品</u></p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第 6 条 正会員は、投資勧誘を行う際に、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) ～ (7) （ 省 略 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>(適用除外)</p> <p>第 11 条 第 2 条第 2 項（投資勧誘の基準）<u>については、電子申込型以外の自己募</u></p>

改 正 案	現 行
<p>に係る訪問又は電話勧誘の禁止) については、電子申込型以外の自己募集その他の取引等に係る契約の相手方が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第34条の3第4項（金商法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合には、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和4年●月●日から施行する。</p>	<p>集その他の取引等に係る契約の相手方が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第34条の3第4項（金商法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合には、適用しない。</p>

【参考】電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則（抄）

第3章 禁止等規定

（訪問又は電話の禁止等）

第9条 正会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行ってはならない。

2 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務以外の方法で募集の取扱い又は私募の取扱いを行ってはならない。

第4章 取引

（禁止行為）

第16条 正会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券に係る金商法第2条第8項第9号に掲げる行為において、投資勧誘を行う際には、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げること。
- (2) 顧客に対して特別の利益を提供することを約束すること。
- (3) 顧客に対して損失の全部又は一部の負担又は利益の全部又は一部の追加を約束すること。
- (4) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。
- (5) 顧客の知識、投資経験、投資目的・動機、資産状況等に照らして不相当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること。
- (6) 偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。
- (7) 契約又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をすること。